

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名：愛知県
農業委員会名：豊田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	4,870	1,470	1,470	0	0	6,340
経営耕地面積	2,686	695	430	249	16	3,381
遊休農地面積	306	191	191	0	0	497
農地台帳面積	5,626	2,531	2,531	0	0	8,157

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	6,322
自給的農家数	3,741
販売農家数	2,581
主業農家数	203
準主業農家数	434
副業的農家数	1,944

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,929
女性	2,045
40代以下	163

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	222
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	25
農業参入法人	33
集落営農経営	19
特定農業団体	0
集落営農組織	19

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	4
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	45	45	

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,340ha	2,116ha	33.4%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・旧豊田市においては、農業法人や個人農家が利用集積の実績を上げており、さらに集積を図るよう働きかける必要がある。 ・中山間地においては、担い手不足に合わせて、鳥獣の被害が深刻化し、耕作放棄地の増大に拍車をかけている。そのため、担い手の育成・確保や集落営農の立ち上げを図り、利用集積を図る必要がある。 ・農地中間管理事業を豊田市、JAあいち豊田と連携し、効果的に集積ができるよう進める必要がある。 		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
2,242ha	2,152ha	23.7ha	96.0%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農業委員会を開催し地域ごとに問題解決に向けた推進方法等の協議を行う。(年4回) ・集積に向けた地権者等の意向把握、働きかけ等、地域との連携・協議を進める。 ・集落営農の組織化と人・農地プランの実質化を加速し、担い手への利用集積を図る。
活動実績	<p>新型コロナウイルスの影響により年2回の地区農業委員会の開催となったが、地域ごとの課題や具体的な解決策の検討を行った。</p> <p>日頃の農地相談や農地法第3条の3第1項の規定による届出等を通じ貸付を希望する土地情報を収集し農地バンクに登録し、借入れを希望する新規参入者、農ライフ創生センター修了者等に対して情報提供を行いマッチングを行った。</p> <p>農地利用最適化推進活動として、農地所有者等への働きかけや出し手・受け手の利用調整等を行った。</p> <p>人・農地プランの検討母体である地域営農協議会に参加し、人農地プランの実質化を実施した(13地域)。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	積極的に担い手への農地利用集積・集約化の活動を行ったが、僅かに目標を達成することができなかった。
活動に対する評価	新型コロナウイルスの影響により活動をすることができなかつた時期もあったが、利用意向調査後の戸別訪問等を通じ、遊休農地化の課題懸案事項の抽出を行うとともに、積極的に担い手への農地集積・集約化活動を行うことができた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	13経営体	16経営体	16経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
		7ha	5ha
			3ha
課題	新規参入者の掘り起しに関しては、関係機関と連携し個々に声かけを行うなど推進を図る必要がある。 企業も担い手の一つと捉え、農業参入支援を行っていく必要がある。 遊休農地等、各地域の農地利用状況について、農業委員・推進委員と共に、新規参入者へタイムリーに情報提供できるようにしておく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
13経営体	16経営体	123.1%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
8ha	3ha	37.5%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・各種団体等と連携した支援の実施 ・農地中間管理機構を活用した企業参入の推進 ・空き家バンク付随農地を活用した促進 ・認定新規就農者に対する相談・指導等の支援 ・農ライフ創生センター修了生の就農が行えるよう、農業委員及び推進委員と連携した定着支援
活動実績	<p>各地域において隨時新規就農・新規参入を希望する個人・法人等からの相談に対応したり、農業委員会の窓口や農協等関係機関で相談に応じる等、新規就農・新規参入の促進活動を行った。</p> <p>県・市、農協等と連携して、「企業等の農業参入ガイドブック」の改善を行った。また、ガイドブックを活用してとよたビジネスフェアにおいて、企業参入のPRを行った。</p> <p>空き地バンク制度により、空き地と合わせて農地を取得する場合の下限面積の緩和を行った。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入経営体の目標数は達成したもの、面積においては目標を下回ってしまった。
活動に対する評価	県・市、農協等と連携することで、企業参入の相談支援体制を強化することができた。 下限面積の緩和により、市が実施する定住施策を活用した中山間地域への移住者が農地を取得しやすくなつた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (R2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,708ha	497ha	7.4%
課 題	対象地は広範囲で約15万筆あり、調査には時間と労力の負担が大きい。なるべく早く調査に取り掛かれるよう、早めに地図等を準備する必要がある。また、判定基準を統一することは難しく、地域や状況によって判定結果が異なることがあるため、研修会を通じて基準を統一する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
75.2ha	96ha	127.7%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	64人	9月～10月	11月～12月	
	調査方法	5～6月に調査図面を作成し、現地調査を9月から10月まで実施。調査後の利用意向調査等、各措置が効率的に実施できる体制をとる。11月からは、順次調査結果をとりまとめ、利用意向調査の通知、非農地の通知を出せるよう準備する。			
活 動 実 績	農地の利用意向調査	実施時期:令和2年12月～令和3年1月			
	その他の活動	「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、再生利用困難と区分された荒廃農地について、現況に応じて速やかに「非農地」判断を行い、守るべき農地を明確にする。			
	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 52人	調査実施時期 8月～10月	調査結果取りまとめ時期 11月～12月	
活 動 実 績	農地の利用意向調査	調査実施時期 1月～3月 第32条第1項第1号 調査数: 106 筆 調査面積: 8.8ha	調査結果取りまとめ時期 第32条第1項第2号 調査数: 402 筆 調査面積: 18.0ha	第33条 調査数: 0筆 調査面積: 0ha	
	その他の活動	非農地判定を行った面積は約9.7ha			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地の判定方法と基準を見直し、農業委員・推進委員への研修会で周知徹底を図ったことが目標達成の主たる要因である。
活動に対する評価	遊休農地の措置の業務に係わらず、苦情や各種申請などの日常業務の中で発生する遊休化した農地についてその解消に向けた指導を行うことができた。利用意向調査及び遊休農地の所有者へ担当推進委員が戸別訪問調査を行うことで、現状の把握を行うとともに、農業者の自主的な遊休農地解消に繋げることもできた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,340ha	504ha
課 題	対象箇所は、数十年経過している転用地や、近年違反事象が起ったなど、状況は多岐にわたる。一律に指導を行うことは困難であるが、優良農地内に存在する無断転用地を優先的に手掛けしていくことが必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
520ha	-16ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	各種申請時に発覚したものは随時は是正指導や、日常の現地調査、利用状況調査などを行った結果を分析し、違反指導対象地を再度現地調査の上確定し、指導を行っていく。 数十年経過している転用地もあるため、指導は極めて困難なものも多い。各地区の状況把握及び傾向をつかみ、農用地区域内の農地を優先的に対象地として選定し、順次是正に向けた対策を講じる。また、関係法令所管部署への情報展開を含め、連携を図りながら取り組んでいく。
活動実績	各種申請の中で判明した事案については、農地への復元または、転用申請の可否を充分検討し、適法な手続きをさせ是正させた。また、通常業務の中で発見されたものについては、現地確認や関係者への聞き取りを即座に実施し、他課との連携のもと指導をし、遅滞なく対処した。
活動に対する評価	日常業務の中で判明した違反転用地を中心には是正指導を行い、所有者の不在や、違反転用行為者の特定ができない等、時間を要したが是正を図ることができた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 79件、うち許可 79件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	事務局が、申請書確認の際に、必要に応じて申請者にヒアリングを行う。再度、農地利用最適化推進委員の調査時に申請者に対してヒアリングを行っている。あわせて現地確認を実施。					
	是正措置	なし					
総会等での審議	実施状況	全件について、読み上げ審議。農地法第3条第2項各号(不許可の要件)に該当しないことを確認している資料を農業委員に提示している。					
	是正措置	なし					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置	なし					
審議結果等の公表	実施状況	議事録へ記載(豊田市情報公開条例により公表) 議事録はホームページに掲載					
	是正措置	なし					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	22.1		
	是正措置	なし					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 279件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局が、申請書確認の際に、必要に応じて申請者にヒアリングを行う。再度、農地利用最適化推進委員の調査時に申請者に対してヒアリングを行っている。あわせて現地確認を実施。			
	是正措置	なし			
総会等での審議	実施状況	全件について読み上げ審議。立地基準についての読み上げと、一般基準についての判断一覧を作成・配布するとともに、申請地の航空写真をスクリーンに投影、立地状況及び土地利用計画等の確認をしながら審議している。			
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録へ記載(豊田市情報公開条例により公表) 議事録はホームページに掲載			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	23.1
	是正措置	なし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	39 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	33 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	39 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	33 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	6 法人
	提出しなかった理由 対応方針	再三の催促を行っているが提出がされず、引き続き催促を行う。 対応方針
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	一
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 14,365件	公表時期 令和3年3月
		情報の提供方法:市ホームページに掲載	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 376件	取りまとめ時期 令和3年3月
		情報の提供方法:農地の相続等の発生時における各種手続きの際に提供を受ける。	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 8,096ha	
		データ更新:毎月、事務局職員が、農地の権利移動等により変更があったものを更している。	
		公表:農地情報公開システム	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

	〈要望・意見〉 なし 農地利用最適化等に関する事務	〈対処内容〉
--	-------------------------------------	--------

	〈要望・意見〉 なし 農地法等によりその権限に属された事務	〈対処内容〉
--	---	--------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した 意見の概要	
--------------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--